

前照灯審査(ロービーム計測)の 過渡期取扱いを見直します

平成27年9月1日以降、ヘッドライトテストを用いた前照灯の審査は、原則としてロービームを計測しているところですが、全面施行に向けた過渡期の取扱いとして、平成30年6月1日から、ヘッドライトテストによるロービーム計測が困難な一部の自動車に対しては、ロービームの照射光線を確認したうえでハイビームに切り替えて計測し、基準適合性審査を実施してきたところです。

今般、周知開始から5年が経過したこと及び審査体制整備が完了することから、令和6年8月1日以降、過渡期の取扱いを見直すこととしました。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1. 対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車

(二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車及びトレーラを除く)

2. 過渡期取扱いの見直し【過渡期取扱いの廃止】

令和6年8月1日以降、対象自動車の前照灯の審査については、全車、ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します。

(ロービーム計測で基準不適合の場合、ハイビーム計測は行いません)

[参考：過渡期取扱い]

- (1) ロービームの右側及び左側の両方を計測する。
- (2) (1)による計測の結果、判定が困難な場合、その照射光線が他の交通を妨げるものでないことが確認できたものに限り、ハイビームに切り替えて計測することができる。

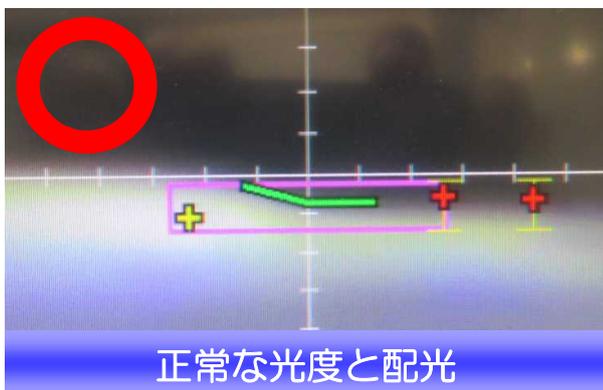
※ 裏面もご確認ください。



前照灯の光度及び照射光線の向きの 適切な整備・調整のお願い

ロービーム計測で基準不適合となる自動車は、レンズ面の劣化、内部リフレクタの劣化、前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものがほとんどです。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び照射光線の向きが基準に適合するよう、受検する前に適切な整備・調整をお願いします。



これらは適切な整備・調整が必要です！

